

共催：下関商工会議所、日本政策金融公庫 下関支店 国民生活事業

『マル経融資 個別相談会』のご案内

開催日：令和8年11月5日（木） ※1事業所1時間

時 間：午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く）

場 所：下関商工会館3階研修室（下関市南部町21番19号）

下関商工会議所では、各種経営支援を随時行っています。その一環として、小規模事業者の方々を対象とした日本公庫の融資制度「マル経融資」（小規模事業者経営改善資金）があります。これは経営改善の促進を目的としたもので、ご利用にあたっては商工会議所の推薦が必要です。制度の概要につきましては、本チラシ裏面をご覧ください。

相談会の概要

- 下関商工会議所の経営指導員と日本公庫の融資担当者が同席し、マル経融資に関するご相談を承ります。
- 下関商工会議所の会員の方・非会員の方のどちらでも本相談会へお申込できます。
※お申込受付後、当日までに日本公庫担当者からお電話を差し上げます。
※当日に審査を行うものではありません。

ご相談内容の例

- 業種、使いみちなどに応じて、マル経融資の申込ができるかどうかを知りたい。
- マル経融資の手続きの流れやスケジュールの目安を知りたい。
- マル経融資以外にある下関商工会議所の経営改善に関する支援について知りたい。
- マル経融資と日本公庫の他の融資制度との違いを聞いてみたい。

お申込・ご相談を希望される方は、**10月29日（木）までに**、下記の申込票にご記入のうえ、**日本公庫下関支店までFAXもしくは郵送にてご連絡**ください。お待ちしております！

◆ご連絡先◆

下関商工会議所 担当者【野崎】 ☎083-222-3333

日本公庫下関支店 担当者【飯田】 ☎083-222-6225 FAX：083-223-5421

申込票

お名前（会社名・屋号）	代表者名
業 種：	お電話番号：
ご住所：	
※ご希望の時間帯に「✓」を付けてください（複数選択可）。	
◆時間帯 ☐ 10:00～11:00 ☐ 11:00～12:00 ☐ 13:00～14:00 ☐ 14:00～15:00 ☐ 15:00～16:00	
◆当日にご持参いただく資料：確定申告書・決算書2期分のコピー（勘定科目明細含む） ※決算後6ヵ月以上経過している、または事業開始後決算を終えていない方：作成されている試算表があればお持ちください。	

※ご記入頂きましたお客さまの情報は、日本政策金融公庫及び下関商工会議所からの連絡、予約確認、ご質問、お問い合わせ、情報提供、その他のお取引を適切かつ円滑にするための対応に利用いたします。

小規模事業者の皆様へ

経営改善資金融資

(マル経)

安心して借りられる、国の“無担保・無保証人”の融資です。

マル経資金は「経営を改善するために事業資金を借りたいが、担保もなく、保証人もない」といった小規模事業者の皆様の悩みを解決するために、商工会議所が経営指導にもとづいて(株)日本政策金融公庫に推薦し無担保・無保証人で貸出される国の融資制度です。

融資限度額

2,000 万円

(10 万円単位)



資金使途
利 率

運転及び設備資金

年 2.90% (R8.9.1 現在)

利率は金融情勢により変わります。
最新情報は、公庫 HP (こちら⇒)
でご確認ください。



返 済

運転資金 10 年以内の月賦 (据置期間 2 年以内)

設備資金 10 年以内の月賦 (据置期間 2 年以内)

担保・保証人

不要

ご利用できる小規模事業者の方

- ①従業員数 (役員、家族従業員等を除く)
製造業・宿泊業・娯楽業・その他… 20 人以下
商業・サービス業…………… 5 人以下

- ②営業年数
市内で 1 年以上営業している方
(平成 17 年 2 月 12 日現在における菊川町、豊田町、豊浦町、
豊北町の区域を除く)

- ③納税
所得税 (法人税)、事業税、住民税 (市民税・県民税)
を完納している方。

- ④資格
原則として 6 ヶ月以前から商工会議所の経営指
導を受け、経理等内容が明らかな方。

※(株)日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用でき
ません。
※財務内容等によってはご利用いただけない場合があり
ます。

ご用意いただくもの

- ①前期・前々期の決算書 (勘定科目明細書等添付)、
決算後 6 ヶ月を経ている場合は最近の試算表
②前期・前々期の確定申告書 (控)
③所得税 (法人税)、事業税、住民税 (市・県民税) の
領収書又は納税証明書
④借入金 (住宅ローンも含む) 返済案内書等
⑤設備資金の場合は見積書、契約書等
⑥法人の場合は会社の全部事項証明書 (履歴事項証
明書)
⑦土地・建物の登記事項証明書又は要約書
⑧申込金額が 1500 万円超の場合、事業計画書の
提出等が必要です。

※最初から必要のないものもあります。
また他にご用意していただく場合もあります。

まずは
お電話
ください

下関商工会議所
TEL083-222-3333

中小企業相談所
下関市南部町 21-19
FAX083-222-4094

◆個人情報の管理については万全を期し、相談内容についても守秘義務を厳守いたします。